

川崎市知的財産戦略

平成20年2月
川 崎 市

はじめに

中国、韓国などアジア各国の技術水準が飛躍的に向上する中で、産業の高付加価値化を図り、本市産業経済の国内外における競争力をより一層高めていくためには、優れた技術・製品・サービスなどの知的財産の一層の創造とともに、保護・活用を促進することが必要となっています。

また、知的財産の創造・保護・活用の好循環を育てていくためには、200を超える研究機関の立地や優れた技術力を持つ中小企業の集積という貴重な地域資源を活用するとともに、地域として知的財産の価値を認識し、尊重する意識を育み、発信する取組が重要となります。

「川崎市知的財産戦略」は、このような方針のもとに、知的財産を活用した産業振興の基本的な方向性を定めたものです。企業・大学・市民・行政の役割を明らかにし、また、戦略的・体系的な施策群である「知的財産戦略推進プログラム」を着実に実行することにより、多摩川に沿って展開する臨海部から麻生区のマイコンシティに至る産業集積を生かし、地域の産業イノベーションを活性化して、次から次へと新たな産業を創造する「川崎・多摩川イノベーションバレー（K T I V）」の形成に向けて、果敢に挑戦を続けてまいります。

最後になりますが、川崎市知的財産戦略策定検討委員会の委員の皆様には深く感謝申し上げますとともに、「川崎市知的財産戦略」の推進に向けて全力を尽くしてまいりますので、企業・大学・市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。



平成20年2月

川崎市長 阿部 孝夫

目次

第1章 背景	1
1 - 1 知的財産をめぐる動向	1
1 - 2 知的財産の定義	2
1 - 3 川崎市の産業	4
1 - 3 - 1 現状	4
1 - 3 - 2 産業政策	8
第2章 課題	11
2 - 1 企業における課題	11
2 - 2 大学における課題	17
第3章 基本方針	18
3 - 1 期間	18
3 - 2 基本方針	18
3 - 3 企業・大学・市民・行政の役割	19
3 - 3 - 1 企業の役割	19
3 - 3 - 2 大学の役割	20
3 - 3 - 3 市民の役割	21
3 - 3 - 4 行政の役割	21
第4章 知的財産戦略推進プログラム	23
4 - 1 期間	23
4 - 2 目的	23
4 - 3 推進体制	23
4 - 4 知的財産戦略推進プログラム	25
付属資料	31
1 策定の経過	31
2 策定のスキーム	32
3 名簿	33

第1章 背景

1 - 1 知的財産をめぐる動向

国際的な企業間競争の激化や技術革新の著しいスピードの早まりから、知的財産に対する考え方が大きく見直されてきています。従来重視されてきた生産設備等の有形資産のみならず、国際的な競争力優位の源泉となる無形資産としての知的財産が大きく注目を集めています。

また、近年、中国、韓国などアジア各国の技術水準が飛躍的に向上し、今までになく著しく競争が激化しています。さらに、わが国は世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進み、また、地球規模で経済活動を行う上での資源・エネルギーや環境による制約を抱えています。

このように大きな制約を抱えながらも持続的な経済成長を成し遂げるため、イノベーションを活発化させる環境を整備し、国際競争力の強化を図る必要性が増大しています。そうした状況をかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、平成15年3月1日に知的財産基本法が施行されました。

知的財産基本法は、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的としています。

知的財産基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

内閣に設置された知的財産戦略本部は、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画を定め、制度改正や体制整備などの取組を進めていますが、今後、それらの実効を上げていくためには、各々の地域がその現状に合わせた具体的

な施策を展開していく必要があります。

神奈川県は、「知的財産を活用する産学公連携」を活発化して、地域経済の発展や豊かな県民生活の実現、神奈川の新たな魅力の創出を目指すことを目的として、「神奈川県知的財産活用促進指針」を平成18年7月に策定しました。知的財産の活用を促進する産学公連携活動のさらなる活発化を図る上での取組方法などを盛り込んでおり、県が果たすべき役割を明示したものではありませんが、さらに知的財産の創造・保護・活用サイクルを大きく早くしていくためには、地域として一体となった取組が求められます。

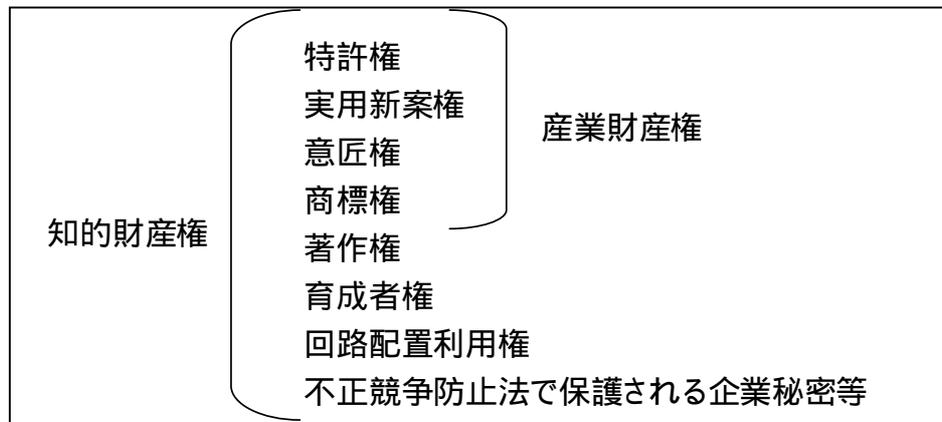
1 - 2 知的財産の定義

知的財産基本法第2条では、知的財産について、その性質から、「知的創作物（産業上の創作・文化的な創作・生物資源における創作）」、「営業上の標識（商標・商号等の識別情報・イメージ等を含む商品形態）」及び「それ以外の営業上・技術上のノウハウなど、有用な情報」の3点に整理しています。

このように、知的財産とは、企業経営にとって収益価値を有する、あるいは生み出す情報であり、研究開発成果、ノウハウ、新たな原理や方式、設計・デザイン、ビジネスモデル、ブランドなど、創造者独自の創造活動により生み出される経済的な価値の高い無形資産を意味します。さらに、財産である以上は必要に応じて対外的に移転できるものでなければなりません。

こうした情報は、多くの者が同時に利用できるという特徴があり、模倣が容易であるという弱点があります。そのため、創造に要したコスト・時間、そこから得られる利益を保護することを目的として、一定期間、他者の利用を制限する法的権利として「知的財産権」が設定されています。主な知的財産権として、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）、商標権（商標法）の「産業財産権」、著作権（著作権法）、育成者権（種苗法）、回路配置利用権（半導体回路配置保護法）などがあります。この他、営業秘密など不正競争防止法により保護されるものなども、法律に裏打ちされた権利ということで知的財産権に含まれるとされています（図表1

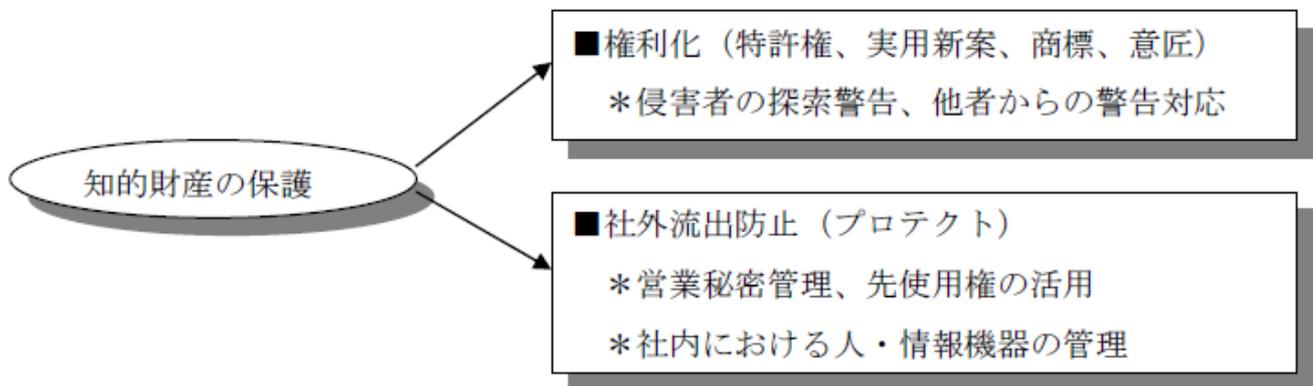
- 2 - 1)。



(図表1 - 2 - 1)

このように「知的財産権」とは、模倣されやすい「知的財産」を守るためのツールであり、権利を持つことで事業活動の成果や研究開発の成果について支配権を得ることができます。

しかし、権利化されていない知的財産は意味がないということではなく、逆に強みを発揮することも少なくありません。ノウハウなどは権利化せず秘匿しておけば大きな競争力に繋がることもあります。開発した技術について、公開を前提として権利化するか秘匿化するか、あるいは全部ではなくコアの部分だけ権利化するかなどの選択が、経営戦略として重要であり、権利化しない知的財産をいかに事業活動につなげて生かしていくかが大きく問われています(図表1 - 2 - 2)。



(図表1 - 2 - 2)

1-3 川崎市の産業

1-3-1 現状

本市の市内総生産は、市民経済計算（平成16年度）によると4兆7,046億円となっています。産業別に構成比をみると、最も高い「製造業」が1兆3,316億円（構成比28.3%）となっています。次いで「サービス業」が1兆386億円（同22.1%）となっています。この2業種だけで全体の半数以上を占めています。次いで「不動産業」が8,396億円（同17.8%）、「卸売・小売業」が3,555億円（同7.6%）、「運輸・通信業」が3,396億円（同7.2%）となっています（図表1-3-1-1）。

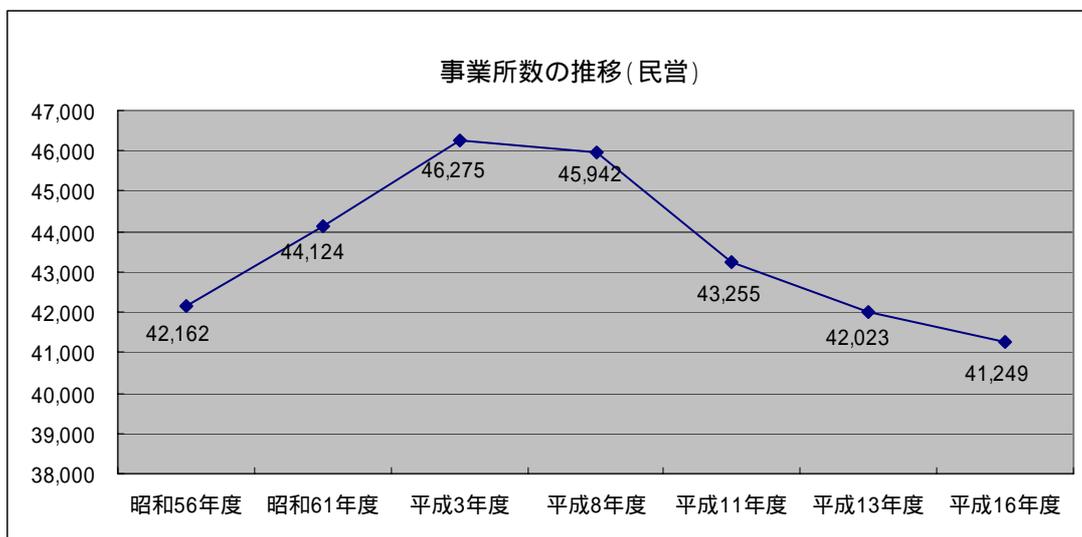
経済活動別市内総生産（生産側、名目）

項 目	実 数 (100万円)			対前年度増加率(%)		構 成 比 (%)	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	15	16	15	16
1 産 業	4,347,448	4,436,921	4,468,290	2.1	0.7	94.9	95.0
(1) 農 林 水 産 業	2,060	1,979	2,186	-3.9	10.5	0.0	0.0
(2) 鉱 業	113	377	374	233.0	-0.6	0.0	0.0
(3) 製 造 業	1,216,055	1,307,059	1,331,601	7.5	1.9	27.9	28.3
(4) 建 設 業	221,205	230,019	234,127	4.0	1.8	4.9	5.0
(5) 電 気・ガ 斯・水 道 業	165,210	160,612	132,879	-3.0	-11.8	3.2	2.8
(6) 卸 売・小 売 業	385,923	367,589	355,541	-4.8	-3.3	7.9	7.6
(7) 金 融・保 険 業	199,752	198,758	193,760	-0.5	-2.5	4.2	4.1
(8) 不 動 産 業	806,054	824,899	839,627	2.3	1.8	17.6	17.8
(9) 運 輸・通 信 業	341,133	343,147	339,612	0.6	-1.0	7.3	7.2
(10) サ ー ビ ス 業	1,019,942	1,012,502	1,038,582	-0.7	2.6	21.6	22.1
2 政 府 サ ー ビ ス 生 産 者	306,634	300,374	291,647	-2.0	-2.9	6.4	6.2
(1) 電 気・ガ 斯・水 道 業	60,328	57,934	56,895	-4.0	-1.8	1.2	1.2
(2) サ ー ビ ス 業	84,891	86,522	81,958	1.9	-5.3	1.8	1.7
(3) 公 務	161,416	155,919	152,794	-3.4	-2.0	3.3	3.2
3 対 家 計 民 間 非 營 利 サ ー ビ ス 生 産 者 (再 掲)	69,344	69,030	70,608	-0.5	2.3	1.5	1.5
第 1 次 産 業	2,060	1,979	2,186	-3.9	10.5	0.0	0.0
第 2 次 産 業	1,437,374	1,637,454	1,666,103	7.0	1.9	32.9	33.3
第 3 次 産 業	3,283,993	3,266,892	3,282,255	-0.5	-0.1	69.8	69.3
小 計	4,723,427	4,806,325	4,830,544	1.8	0.5	102.7	102.7
輸 入 品 に 課 さ れ る 税・関 税	36,926	39,414	41,683	6.7	5.8	0.8	0.9
(控除)総資本形成に係る消費税	24,760	25,035	27,437	1.1	9.6	0.5	0.6
(控除)特 種 利 子	149,095	142,887	140,223	-4.2	-1.9	3.1	3.0
市 内 総 生 産 (生 産 側)	4,586,499	4,677,817	4,704,657	2.0	0.6	100.0	100.0

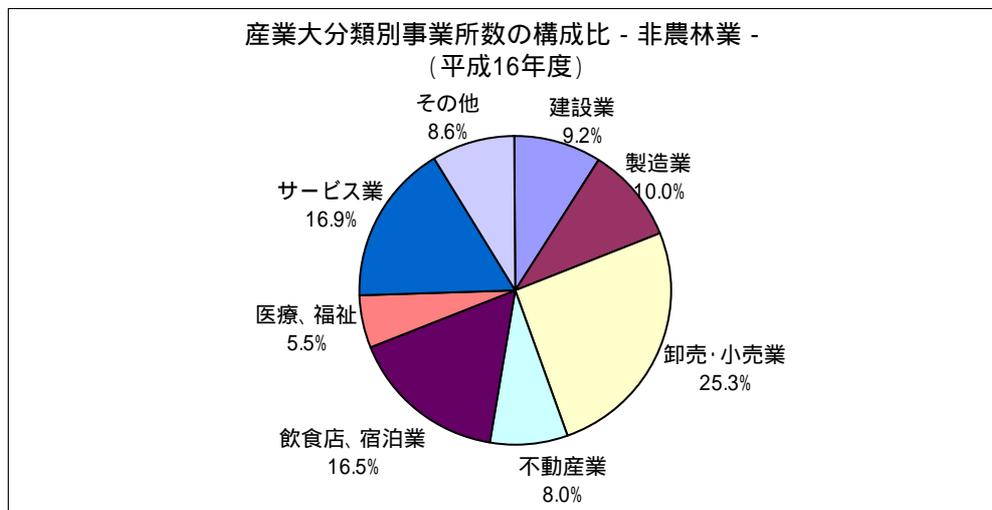
第1次産業は農林水産業。第2次産業は鉱業、製造業、建設業。第3次産業はその他。

(図表1-3-1-1 「川崎市市民経済計算（平成16年度）」)

また、本市には、事業所・企業統計調査によると、平成16年度で4万1,249事業所があります。事業所数の推移をみると、平成8年度に減少に転じて以降減少傾向が続いています（図表1-3-1-2）。事業所数を産業大分類別でみると、最も多いのは「卸売・小売業」の1万419事業所（構成比25.3%）で、次いで「サービス業」の6,960事業所（同16.9%）、「飲食店、宿泊業」の6,788事業所（同16.5%）の順となっており、この3業種だけで全体の半数以上を占めています。次いで「製造業」の4,128事業所（同10.0%）、「建設業」の3,810事業所（同9.2%）となっています（図表1-3-1-3）。

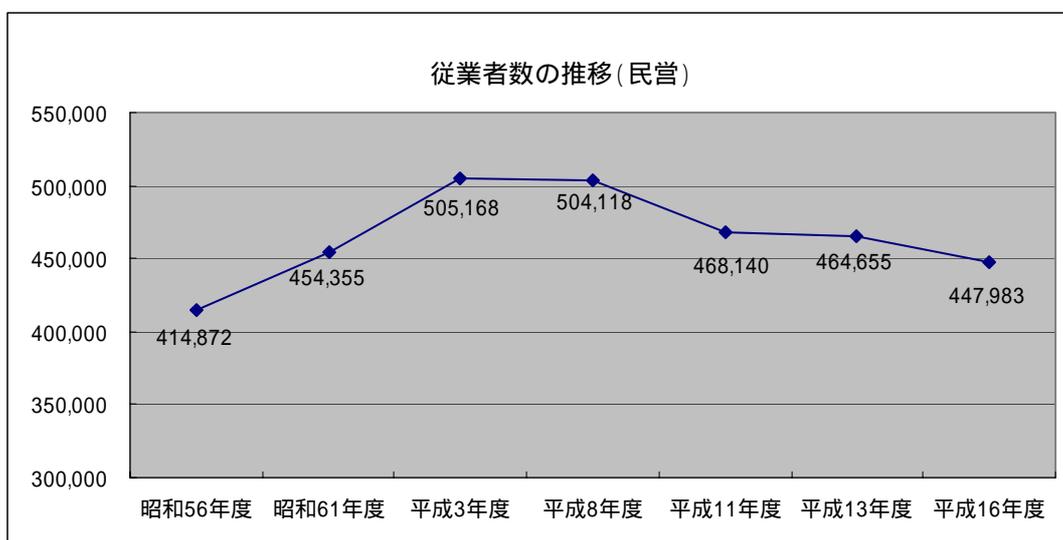


（図表1-3-1-2「事業所・企業統計調査」）

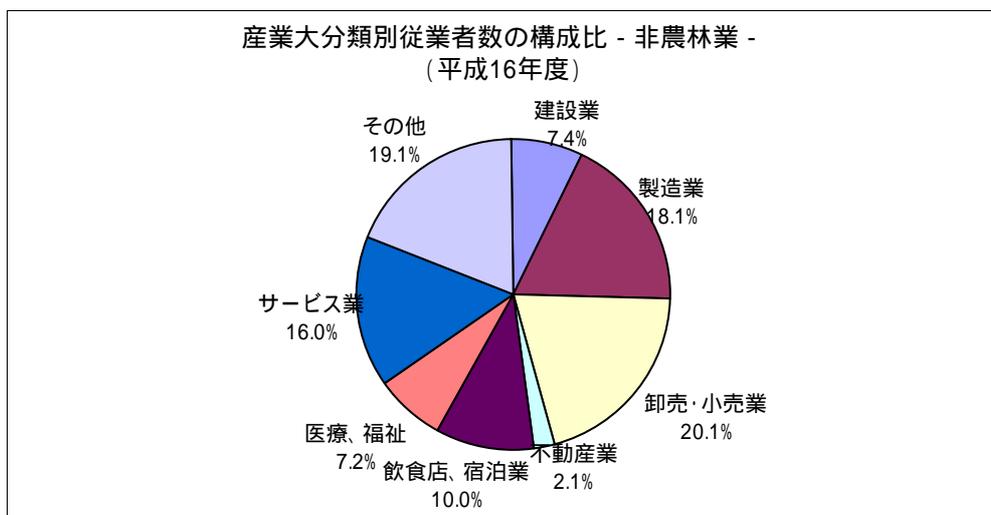


（図表1-3-1-3「事業所・企業統計調査」）

さらに、本市の従業者数は、事業所・企業統計調査によると、平成16年度で44万7,983人となります。従業者数の推移をみると、平成8年に減少に転じて以降減少傾向が続いています(図表1-3-1-4)。従業者数を産業大分類別でみると、最も多いのは「卸売・小売業」の9万155人(構成比20.1%)で、次いで「製造業」の8万1,065人(同18.1%)、「サービス業」の7万1,443人(同16.0%)の順となっており、この3業種だけで全体の半数以上を占めています。次いで「飲食店、宿泊業」の4万4,852人(同10.0%)、「建設業」の3万3,229人(同7.4%)となっています(図表1-3-1-5)。



(図表1-3-1-4「事業所・企業統計調査」)



(図表1-3-1-5「事業所・企業統計調査」)

特に製造業については、中国などの東アジア諸国との競争の激化や操業環境の悪化により、事業所数・従業者数の減少が進んでいます。事業所・企業統計調査によると、事業所数は平成3年度6,212事業所であったものが平成16年度4,128事業所となり、33.5%の減少、従業員数は平成3年度17万1,062人であったものが平成16年度8万1,065人となり、52.6%の減少となっています。市民経済計算によると、市内総生産の構成比は平成3年度には44.5%を占めていましたが、平成16年度には28.3%にとどまり、減少傾向にあります。しかしながら、依然として市内総生産の1/4を超えており、依然として本市産業に占める比重は高いといえます。

なお、産業別の従事者数を事業所・企業統計調査(平成16年度)によって他都市と比較すると、製造業従事者数は依然高い構成比を占めていることがわかります。また、学術・開発研究機関従事者数、情報通信業従業者数及び情報サービス業従業者数が他都市と比較して高い構成比を占め、研究開発機能、情報産業などの集積がうかがえます(図表1-3-1-6)。

産業別の従事者数構成比(平成16年度)

製造業従業者 構成比 (%)		情報通信業従業者 構成比 (%)		情報サービス業従業者 構成比 (%)		学術・開発研究機関 従業者構成比 (%)	
1 川崎市	18.1	1 東京都区部	9.3	1 川崎市	6.28	1 川崎市	2.74
2 京都市	16.1	2 川崎市	6.7	2 東京都区部	5.84	2 横浜市	0.81
3 神戸市	14.5	3 大阪市	5.2	3 横浜市	3.56	3 千葉市	0.55
4 大阪市	13.6	4 福岡市	4.8	4 大阪市	3.47	4 東京都区部	0.34
5 北九州市	13.5	5 横浜市	4.2	5 福岡市	3.06	5 神戸市	0.32
6 横浜市	13.2	6 名古屋市	3.9	6 千葉市	2.91	6 京都市	0.31
7 名古屋市	12.9	7 札幌市	3.9	7 仙台市	2.43	7 さいたま市	0.27
8 広島市	11.7	8 仙台市	3.7	8 名古屋市	2.36	8 仙台市	0.23
9 東京都区部	10.6	9 千葉市	3.7	9 札幌市	2.14	9 北九州市	0.22
10 さいたま市	9.7	10 広島市	3.2	10 広島市	1.56	10 大阪市	0.15
11 千葉市	8.8	11 神戸市	2.5	11 神戸市	1.40	11 札幌市	0.09
12 仙台市	5.4	12 さいたま市	2.4	12 さいたま市	1.33	12 広島市	0.08
13 札幌市	5.3	13 京都市	2.0	13 京都市	0.98	13 名古屋市	0.08
14 福岡市	5.3	14 北九州市	1.4	14 北九州市	0.84	14 福岡市	0.03
平均	11.3	平均	4.1	平均	2.73	平均	0.44
製造業従業者 ÷ 全従業者 × 100		情報通信業従業者 ÷ 全従業者 × 100		情報サービス業従業者 ÷ 全従業者 × 100		学術・開発研究機関従業者 ÷ 全従業者 × 100	

(図表1-3-1-6「事業所・企業統計調査」)

その一方で、ICT（情報コミュニケーション技術）の急速な進展や流通の多チャンネル化・デジタル化等によるメディアの変革を背景として今後の著しい成長が期待される映像、ゲーム製作等のコンテンツ産業は、目立った集積は見られないものの、臨海部に立地する映画スタジオ、市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本映画学校、（仮称）藤子・F・不二雄ミュージアムなどの核となり得る施設や計画は存在し、さらに、音楽を中心とした多様な市民の多彩な文化、芸術活動の創造を通じた、活力とうるおいのある地域社会づくりを目指す「音楽のまち・かわさき」などの取組が見られます。

1 - 3 - 2 産業政策

本市は戦前・戦後を通じて京浜工業地帯の中核として、日本経済の発展を支えてきた工業都市であり、鉄鋼、化学、電機・機械、情報通信などの企業が数多く集積していますが、知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換が進展する中で、200を超える研究機関が立地するとともに、優れた技術を持つ中小企業が集積し、さらに、かながわサイエンスパーク、新川崎・創造のもり、テクノハイノベーション川崎の3つのサイエンスパークが立地する研究開発都市に変貌しています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成17年3月に策定された「川崎再生フロンティアプラン（川崎市新総合計画）」に基づく政策領域別計画として、平成17年6月に今後10年間を見通した産業振興の指針となる「かわさき産業振興プラン」を策定しました。本プランは、経済社会情勢を踏まえて、川崎市の産業の将来像として「国際的な知識創発型のイノベーション都市」、「都市アメニティの高い持続型産業都市」、「福祉・生活文化産業の活力がある豊かな市民生活都市」を目指す「国際知識創造発信都市」を目標に掲げ、この実現に向けた施策を体系化したものです。

また、科学技術分野については、平成15年1月に科学技術を基軸にした都市活力の再生に向けた戦略として、サイエンスシティ川崎戦略会議から「科学を市民の手に～サイエンスシティ川崎をめざして～」が提言され、これを受けて、平成17年3月に「川崎市科学技術振興指針」を策定しました。こ

の指針では、地域の特性を活かしながら科学技術の知識を社会的に利活用し、都市活力の再生を実現する取組を進めることとしています。

さらに、「かわさき産業振興プラン」との連携をもとに「川崎市科学技術振興指針」に基づき、科学技術・研究開発に関連する機関の集積が進み、多くの研究者や技術者が活動している状況を踏まえ、研究開発都市としての機能向上を図り、本市産業のイノベーションが促進される環境づくりを進めています。

具体的には、産業の集積がこれまでの下請関係や単なる地理的近接性を持つ状態から脱却し、地域における企業や大学のメッシュ構造ともいえる有機的連携を構築するため、活力のある産業集積の形成、ものづくり機能の高度化、産業人材の育成とともに、組織や分野の異なる研究者・技術者や経営者のオープン型ネットワークの構築や環境産業、福祉産業などの新産業分野における交流を図ることにより、インフォーマルな人的ネットワークの形成を促進し、そのネットワークを核として、イノベーションの創出を促進するものです。

このようなオープンイノベーション^()の取組により、臨海部からマイコンシティに至る多摩川に沿って展開する企業集積のポテンシャルを生かし、大企業や大学のみならず、ベンチャー企業や中小企業発のイノベーションが活発化し、新たに大企業や大学発ベンチャーが生まれ出され、また、中小企業の新事業展開が促進されることで、次から次へと新産業が創出される「川崎・多摩川イノベーションバレー」の形成を目指しています（図表1-3-2-1）。

() オープンイノベーション・・・多くのイノベーションは従来から大学や大企業などの大規模研究機関のクローズドな研究から生まれ出されていますが、今日では、ICTの進展などにより、プロダクトライフサイクルが短命化する中で、コアとなる経営資源を「集中と選択」し、その他のリソースについては、外部資源を積極的に活用することが求められるようになり、大企業、公的研究機関などの様々な研究機関や中堅・中小企業の協働がオープンイノベーションとして、イノベーションの大きな一つの源泉となっています。

川崎市知的財産戦略の政策上の位置づけ

【川崎市新総合計画】

川崎再生フロンティアプラン

基本構想 「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして
基本政策 「活力にあふれ躍動するまちづくり」

かわさき産業振興プラン

産業の将来像
「国際知識創造発信都市」
・国際的な知識創発型のイノベーション都市
・都市アメニティの高い持続型産業都市
・福祉・生活文化産業の活力がある豊かな市民生活都市
施策の柱
川崎を支える産業を振興する
新たな産業を創り育てる
地域の中で人材を育成する
川崎臨海部の機能を高める
川崎の魅力育て発信する

川崎市科学技術振興指針

基本目標
市民が科学技術を学び、活用する地域の形成
形成
科学技術を創造する基盤の強化
地域経済の再生・活性化
施策の方向
科学技術を学び、地域に還元する環境づくり
科学的創造力の育成
新しい科学技術を創造する都市の形成
競争力の高い産業を育てる都市の形成

川崎市知的財産戦略

基本方針
地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。
知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。
知的財産戦略推進プログラム
基本方針を実現するため、戦略的・体系的な施策群を構築し、実施します。

川崎・多摩川イノベーションバレー (Kawasaki Tamagawa Innovation Valley)

オープンイノベーションの取組により、大企業や大学のみならず、ベンチャー企業や中小企業発のイノベーションが活発化し、新たに大企業や大学発ベンチャーが生み出され、また、中小企業の新事業展開が促進されることで、次から次へと新産業が創出される地域

【現状】

臨海部からマイコンシティまで多摩川に沿って展開する産業集積
・200を超える研究機関の立地
・基盤技術を有する中小企業
・3つのサイエンスパーク
(KSP、新川崎・創造のもり、THINK)
羽田空港神奈川口構想における高度先端技術の集積や「アジア起業家村構想」の推進



【取組の方向性】

産業の集積がこれまでの下請関係や単なる地理的近接性を持つ状態から脱却し、地域における企業や大学のメッシュ構造ともいえる有機的連携を構築
(オープンイノベーションの活発化)
アジア諸国を含めた世界経済のダイナミズムを取り込み、さらに国際社会への貢献をも果たし、ともに成長する姿勢

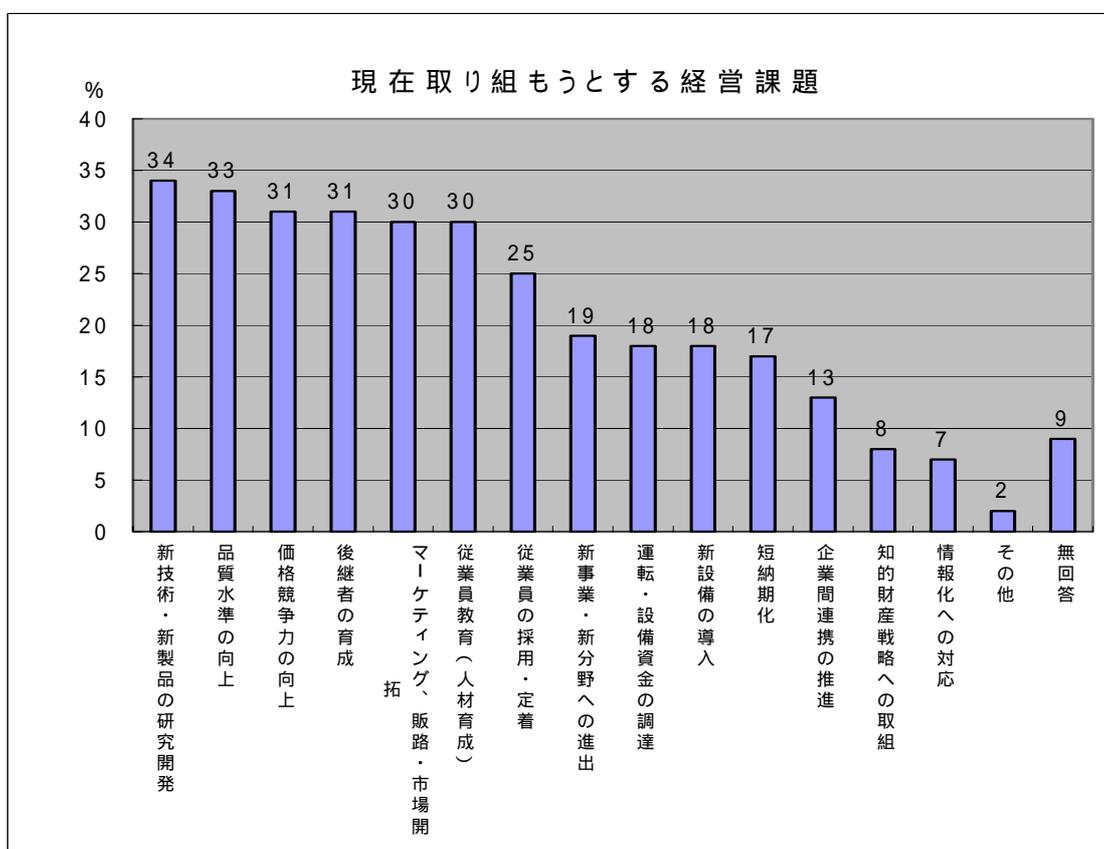
(図表 1 - 3 - 2 - 1)

第2章 課題

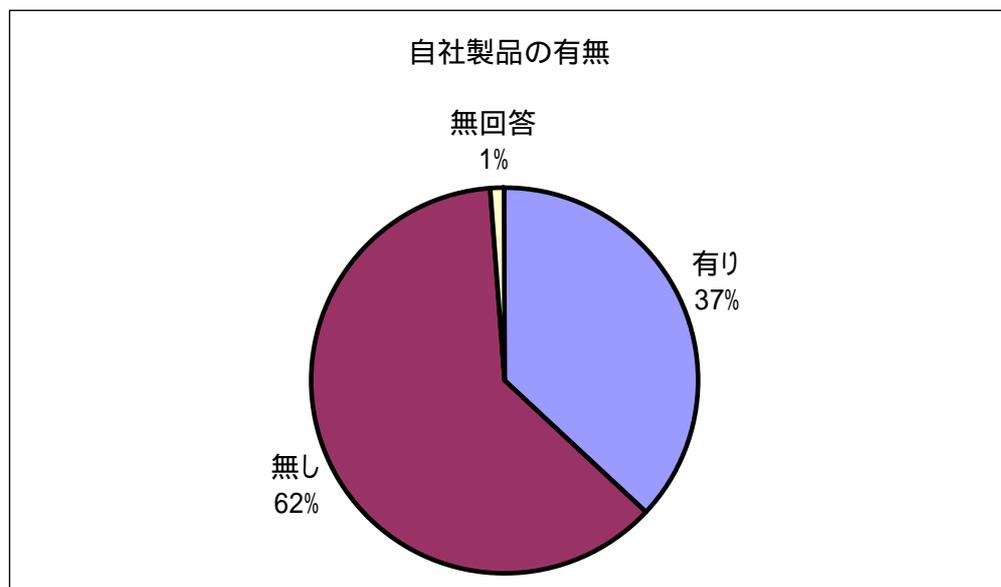
2-1 企業における課題

産業活動のグローバル化が進み、大企業は技術が成熟した量産工場などの海外進出を促進しています。その一方で、国内に試作・開発工場や多品種少量工場などの立地を進めており、京浜地区にはその集積が図られています。

中小企業においては、こうした大企業の試作・開発工場等の外注ニーズに応えるためには、専門的技術・先進的技術とともに、高度技能などの蓄積が課題となってきました。もちろん、海外生産と十分にコスト競争できる生産システムの確立を目指すことも課題となっています。大企業からの受注だけでなく、産業や社会の多様なニーズを的確に捉えて、自社製品の開発を進める企業も多くあります。市内中小企業のうち新技術・新製品の研究開発に取り組もうとしている企業は30%を超え、自社製品を持つ企業は40%近くに及んでいます(図表2-1-1、図表2-1-2)。

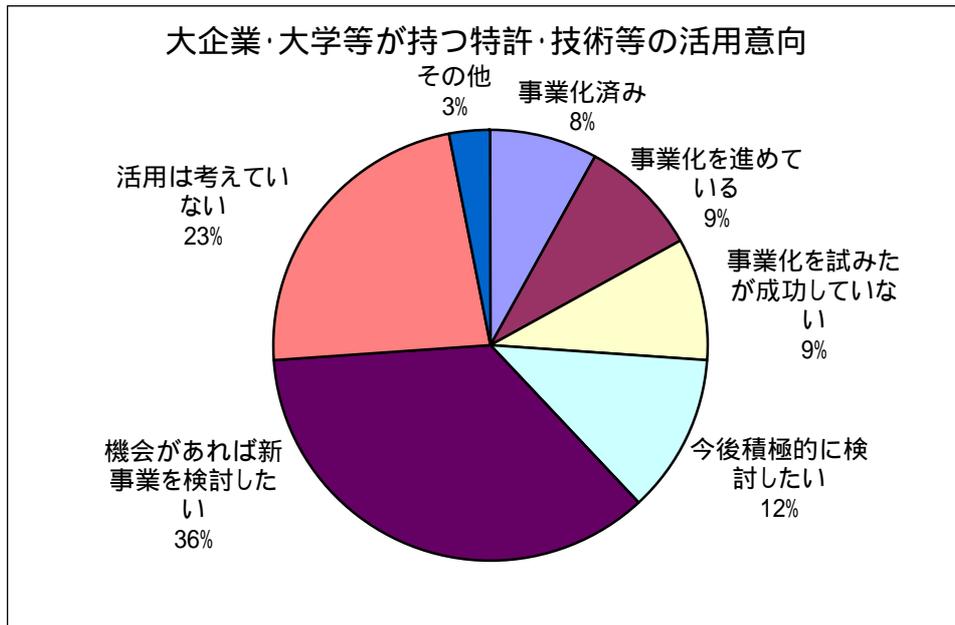


(図表2-1-1 「川崎市内中堅中小企業経営実態調査レポート」川崎市産業振興財団 平成19年3月)

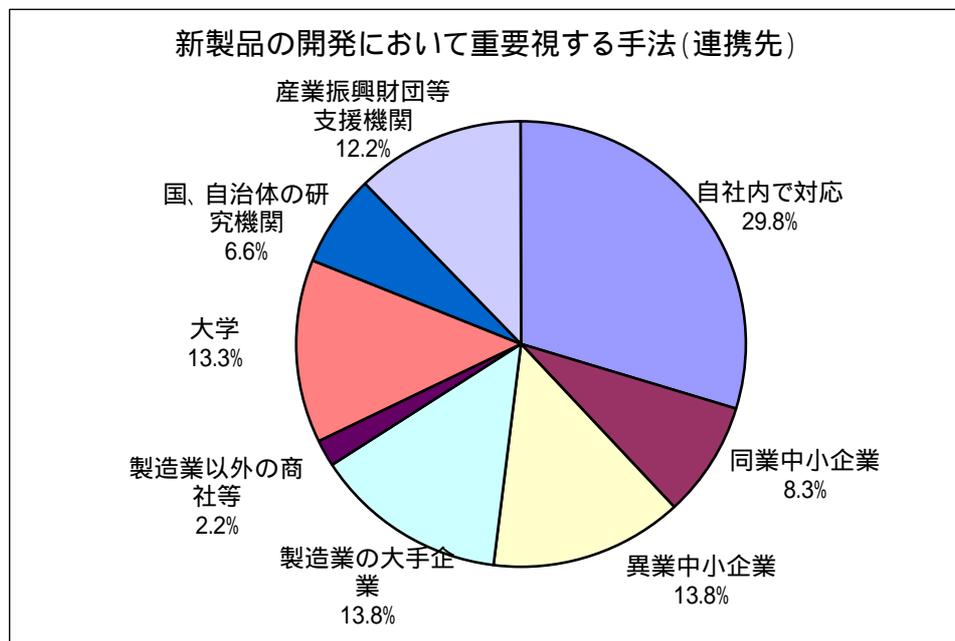


(図表2 - 1 - 2 「川崎市内中堅中小企業経営実態調査レポート」川崎市産業振興財団 平成19年3月)

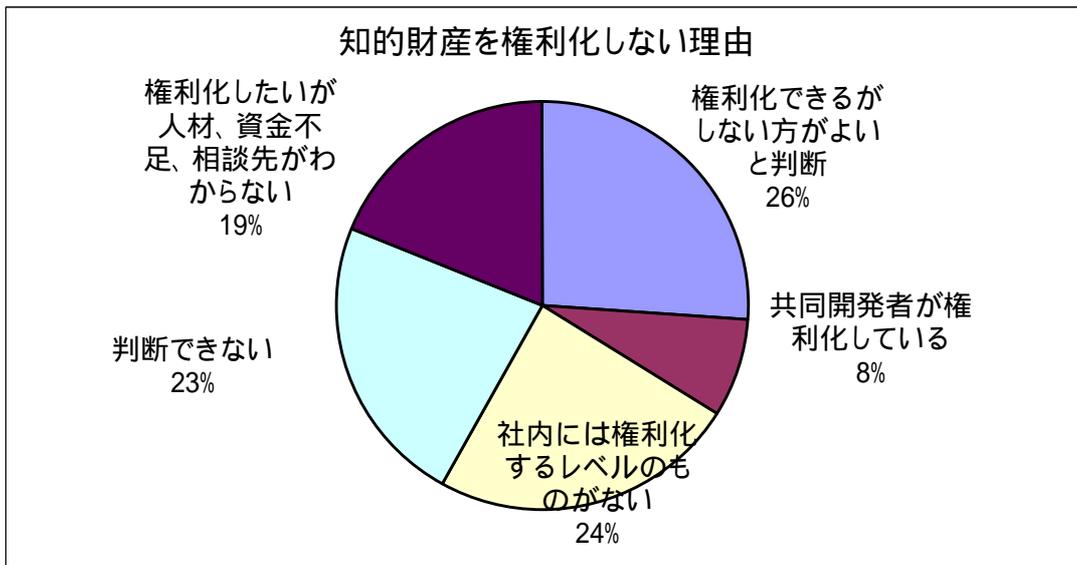
このような技術高度化や開発力強化の実現のため、差別化できる技術や技能の蓄積が不可欠であり、海外も含めた競合他社との差別化における知的財産に関する認識と対応が従来にも増して課題となっています。社内に知的財産に関する知識を持つ人材を育成するとともに、外部にも社外の弁理士、弁護士、技術士、産業デザイナーなど知的財産人材とのネットワークの形成が必要となっています。市内中小企業のうち新技術や新製品の開発に当たって、大企業・大学等が持つ特許・技術等の活用実績又は検討の意向がある企業や新製品の開発において社外との連携を重要視している企業は70%を超えています(図表2 - 1 - 3、図表2 - 1 - 4)。社外との多様なネットワークの増大に合わせ、外部との知的財産の取扱いが課題となってきますが、知的財産の保護について、対策が取られていないケースが少なくありません(図表2 - 1 - 5、図表2 - 1 - 6)。市内中小企業の知的財産に対する認識は決して高いとはいえず、市内中小企業のうち知的財産戦略に取り組もうとしている企業は10%に及びません(図表2 - 1 - 1)。



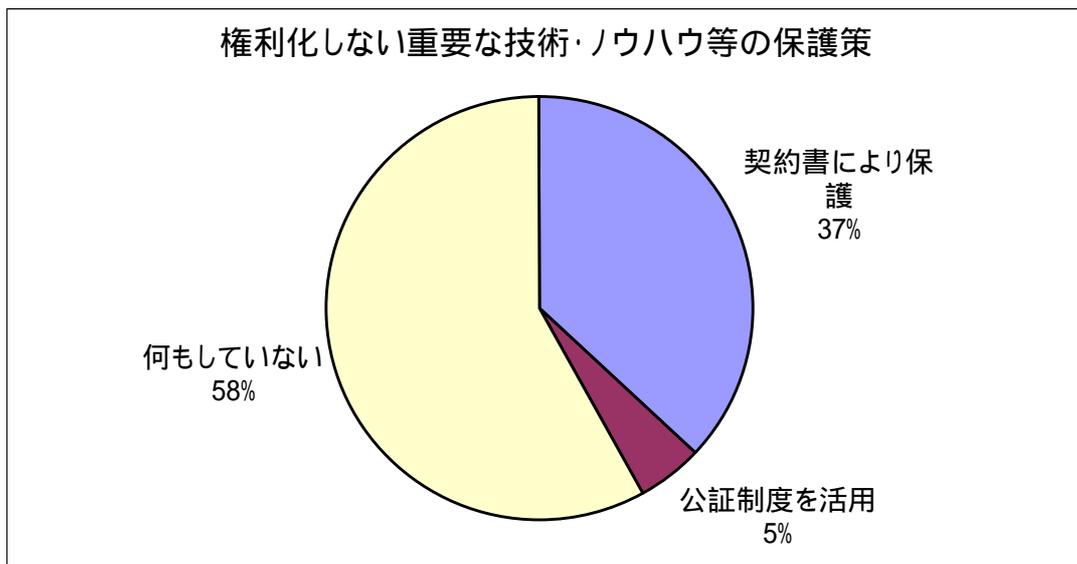
(図表 2 - 1 - 3 「川崎市知的財産戦略策定基礎調査報告書」平成19年3月)



(図表 2 - 1 - 4 「川崎市知的財産戦略策定基礎調査報告書」平成19年3月)



(図表2-1-5 「川崎市知的財産戦略策定基礎調査報告書」平成19年3月)

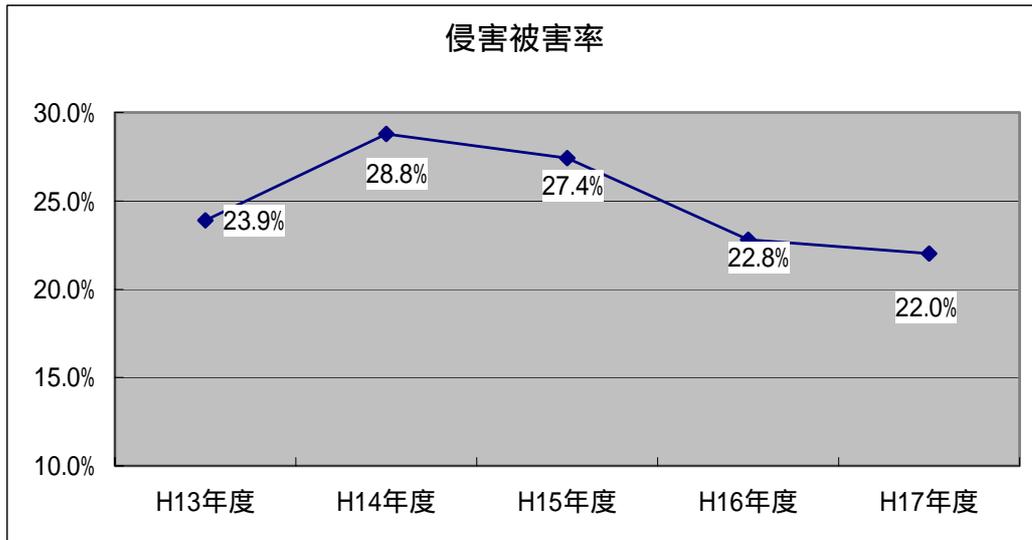


(図表2-1-6 「川崎市知的財産戦略策定基礎調査報告書」平成19年3月)

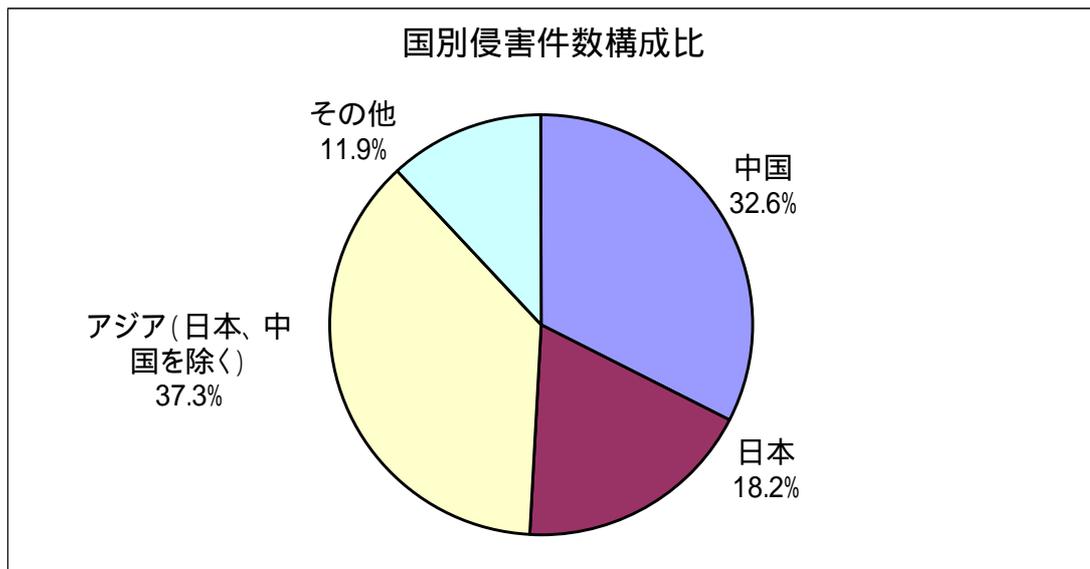
大企業においては、社外の研究者との交流や中小企業も含めた外部企業への出向などを促進し、新たなシーズやニーズとの出会い、研究開発に関する触発による意識高揚、現場の実情把握などを進めたい意向があります。しかしながら、本市周辺には大手企業の研究開発機関が多く立地しているものの、研究開発機関相互の連携が見られず、社外の研究者・技術者や外部企業との出会いの場の確保が課題となっています。実験・試験、試作品の製作などにおいて、新たに必要とする専門的技術を持つ中小企業との出会いの場を求めている大企業も見受けられます。

また、活用されていない知的財産権が増大し、その特許料等の維持管理経費の経済的負担解消が課題となっているケースも見受けられます。

さらに、大企業・中小企業を問わず、知的財産権の侵害は深刻な問題となっています。知的財産権の侵害を受けた企業の割合は、平成14年度をピークに減少傾向にあるものの平成17年度において20%を超えています（図表2-1-7）。国・地域別では、日本を含めたアジア地域での侵害による被害が全体の90%近くを占めています（図表2-1-8）。特に、中国での侵害件数が32.6%と突出おり、売上高ベースでの日本企業の年間被害額は推計で9.3兆円（平成16年度特許庁調査）に及んでいます。



(図表 2 - 1 - 7 「2006年度模倣品被害報告書」特許庁 平成19年3月)



(図表 2 - 1 - 8 「2006年度模倣品被害報告書」特許庁 平成19年3月)

2 - 2 大学における課題

大学においては、わが国における急激な少子化や国立大学の法人化等を背景に、社会貢献とともに運営資金の確保、知名度向上、学生の就職先の確保等を目的として、産学官連携推進本部や知的財産センター等を設置し、積極的に産学連携活動を行っています。

また、個々の研究者においても、自らの研究成果を社会に還元し、貢献するだけでなく、研究資金の確保等を目的として、積極的な産学連携を展開しています。

このように、大学の組織運営や研究者の研究活動等において企業との連携ニーズは確実に高まってきている状況の中で、企業との連携を促進するために、大学や研究者は企業との多様な接点を持つことが課題となっています。

特に、大企業との関係は従来から密接である傾向が見られますが、比較して中小企業との関係性は高くはありません。大学と企業の共同研究（受託研究を含む。）において、大学の相手方として中小企業の占める割合は20%に及ばず（図表2 - 2 - 1）、製造業だけで全国に26万社を超える多種多様な業態・技術を有する中小企業のごく一部に過ぎません。

しかしながら、大学の研究は先端的であることが多いため、その産業化のためには、大きな市場よりもむしろニッチ市場に狙いを定める場合があります。さらに、研究を進める上での特殊な技術・技能については、少量多品種生産に適した中小企業が優位性を持ちます。

このような観点からは、大学における中小企業との連携は欠かせない課題であり、その第一段階である出会いの場の形成が課題となっています。

大学と企業の共同研究件数(全国)

共同研究 (受託研究含む) 件数	うち 中小企業件数	割合
29,980	5,217	17.4%

(図表2 - 2 - 1「大学等における産学連携等実施状況について(平成17年度)」文部科学省)

第3章 基本方針

3 - 1 期間

この基本方針が対象とする期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間としています。

3 - 2 基本方針

地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。

知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。

地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。

知的財産の創造・保護・活用の好循環を効果的かつ効率的に活発化していくためには、まず、現存する地域資源を生かしていくことが重要です。

本市には、200を超える研究機関が立地し、また、優れた基盤技術を持つ中小企業の集積があります。特に、高度成長期の公害問題を克服する過程で開発した先端的な環境技術を有する環境関連企業が集積しています。このような産業集積の強みを生かす取組により、環境や福祉産業分野などにおいて、次から次へと新産業が創出される地域を形成していくことが、効果的かつ効率的であるといえます。本市の持つ強みや魅力を積極的に生かしながら、その活力を新たな価値の創造に生かしていくような、魅力と価値と活力の好循環、まさに「グッドサイクル」といえるシナリオです。

具体的には、大企業や大学などの研究機関と地域の中小企業との連携などオープンイノベーションの取組により、お互いの長所・短所を補い合い、相互補完関係を構築していくことが最も重要です。

また、研究開発の成果や優れたものづくり技術などの知的財産を地域産業

競争力の源として明確に位置づけ、国内はもちろん、アジア諸国を始めとした世界に対して、優れた技術などの知的財産の情報発信を行い、販路拡大や技術移転などを積極的に行うことで、地域産業経済のより一層の活性化が図られます。そこには、成長するアジア諸国を脅威としてのみ捉えるのではなく、アジア諸国を含めた世界経済のダイナミズムを取り込み、さらに国際貢献をも果たし、ともに成長する姿勢が大切です。

知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。

ここでは、知的財産モラルとは、知的財産にかかわる際に守るべきルールを順守する道德・倫理とともに、知的財産を積極的に利用するための知識をいいます。

知的財産にかかわる際に守るべきルールが守られない社会では、知的財産の不正利用がまん延し、知的財産を創造した者に対する正当な恩恵が与えられず、知的財産を新たに創造しようとする動きが停滞してしまいます。知的財産の創造は、保護・活用の前提となるものであり、創造なくしては創造・保護・活用の好循環が成立しません。

また、知的財産を利用するためのルールが社会に浸透することによって、知的財産が積極的に利用されるようになり、さらなる知的財産の創造・保護・活用の活発化につながっていきます。

地域として知的財産モラルを育てていくために、身近な知的・文化的資産である音楽、映像などのコンテンツの活発化を図り、それらを創造する人、楽しむ人の層を厚くし、身近な知的財産に触れる機会の増大を通じて、知的財産に関する知識を身につけ、さらに、それを知的財産モラル先進都市として世界に発信していく姿勢が大切です。

3 - 3 企業・大学・市民・行政の役割

3 - 3 - 1 企業の役割

企業は、利益を確保するために経済活動を行う主体であり、地域における

産業・雇用の担い手です。人・物・金といった経営資源を活用した企業活動によって利益を確保していくことと同様に、知的財産もまた利益を生み出す重要な経営資源です。大企業・中小企業を問わず、新たな知的財産を創造するとともに、自ら保有する知的財産を認識し、それを管理・活用して持続的な利益を確保する経営が求められています。すなわち、知的財産自体が価値を生むのではなく、それを活用した経営が価値を生むものであり、自社の経営を客観的に把握し、今後進むべき方向を見定めた最適な経営戦略としての知的財産戦略を構築することが求められています。

特に、中小企業においては、その取組が遅れています。企業の知的財産戦略においては、知的財産の権利化開発した技術について、公開を前提として権利化するか秘匿化するか、あるいは全部ではなくコアの部分だけ権利化するかなどの権利化戦略とともに、模倣品や流出リスクへの対応、職務発明規定の整備などが求められます。そして、発明や技術はもちろんのこと、優れた意匠、商標や顧客情報等の企業秘密などについても、国際的な観点も含めた戦略が求められます。そのためには、社内に知的財産に関する知識を持つ人材を育成するとともに、外部にも社外の弁理士、弁護士、技術士、産業デザイナーなど知的財産人材とのネットワークを持ち、知的財産に関する知識を深め、意識を向上していかなければなりません。

また、大企業の研究機関においては、研究成果の地域への還元や中小企業との共同研究など地域での連携の核となる役割とともに、スピンオフベンチャーやスピンアウトベンチャーなどが新産業の創出や知的財産の創造・保護・活用サイクルの担い手となることが期待できます。

3 - 3 - 2 大学の役割

大学や公的研究機関においては、基礎的な研究やその研究成果の地域への還元など地域での連携の核となる役割とともに、大学発ベンチャーなどが新産業の創出や知的財産の創造・保護・活用サイクルの担い手となることが期待できます。

特に、大学においては、本来的な役割としての専門人材の育成が望まれま

す。技術系や法律・経営などの専門人材にとどまらず、技術が持つ可能性を見極めて事業に結びつけ、経済的価値を創出していくマネジメントを担う技術経営人材の育成が期待されます。

3 - 3 - 3 市民の役割

法制度による知的財産の保護の取組は進んでいますが、知的財産の創造・保護・活用が活発に行われるためには、社会として、知的財産モラルを向上していく必要があります。

第一には、知的財産を守る意識であり、知的財産を侵害した商品を買わない、使わない姿勢です。

第二には、知的財産を活用する意識であり、どのような場合には自由に使うことができ、どのような場合にはどのような手続を行うべきなのかという知的財産に関するルールを身につけ、知的財産を積極的に利用しようとする姿勢です。

一人一人の市民が知的財産の社会的価値を認め、尊重し、このような知的財産モラルを身につけることにより、地域として知的財産モラルを育み、発信し、知的財産の創造・保護・活用が促進される土壌を形成していくことができます。

3 - 3 - 4 行政の役割

行政は、産業集積の強みを生かす取組として、大企業や大学などの研究機関と地域の中小企業との連携を促進していくことが求められます。特に、その促進のためには、企業や産学のマッチングの促進が欠かせません。研究開発の成果や優れたものづくり技術などの新たに創造された知的財産や現存する知的財産を発掘するとともに、そのブランド化、情報発信等を積極的に図っていく取組も必要です。

また、優れた技術力を持ちながらも、人材や資金などの経営資源がせい弱であるため、新製品の開発や新事業の創出といった知的財産の創造・保護・活用が循環しない中小企業は市内に多くあります。行政は、そのような中小

企業に対して、経営資源を補完する役割を持っています。特に、社内における知的財産人材の育成を図るとともに、多様な知的財産人材とのマッチングや相談の機会を提供し、企業の戦略的な知的財産経営を支援していく必要があります。

さらに、知的財産の創造・保護・活用の好循環が成立する前提として、知的財産の社会的価値を認め、尊重する社会を形成していくため、地域として、知的財産モラルを育み、さらに、それを世界に発信していく取組が必要です。

第4章 知的財産戦略推進プログラム

4 - 1 期間

このプログラムが対象とする期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間としています。

4 - 2 目的

このプログラムは、第3章の基本方針を実現するため、7つの施策と29の事業で構成される戦略的・体系的な施策群を構築することを目的としています。

4 - 3 推進体制

市においては、常に現状・課題の把握に努め、プログラムの更新を図っていくとともに、施策の着実な実施と施策広報資料やホームページの活用などにより積極的に情報発信を図っていきます。

また、財団法人川崎市産業振興財団においては、中小企業サポートセンターとして中小企業支援施策等の着実な実施と施策広報資料やホームページや企業訪問の活用などにより積極的に情報発信を図るとともに、市内中小企業の現状・課題の把握に努めていきます。

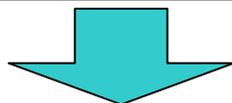
さらに、施策の実施に当たっては、日本弁理士会などの外部機関との連携を積極的に図っていきます。

知的財産戦略推進プログラムの体系

基本方針

地域資源を生かし、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、次から次へと新産業が創出される地域を目指します。

知的財産の創造・保護・活用を促進するため、知的財産モラルを育み、発信する知的財産モラル先進都市を目指します。



知的財産戦略推進プログラム

戦略的・体系的な施策群

7つの施策

- (1) 新技術・新製品開発支援
- (2) 技術移転・交流促進
- (3) 事業化支援
- (4) 相談・コンサルティング
- (5) 人材育成
- (6) 国際化支援
- (7) 知的財産モラルの醸成・発信

29の事業

- 3つの重点事業
 - ・知的財産交流会
 - ・知的財産スクール
 - ・アジア知的財産フォーラム
- 26の既存事業の整理・拡充

4 - 4 知的財産戦略推進プログラム

(1) 新技術・新製品開発支援

研究開発の支援

中小企業が行う新製品開発や大学等との共同研究開発に要する経費を補助します。また、補助事業に必要な特許等の利活用に要する経費も併せて補助対象とします。

産学官研究開発体制の構築

川崎市産業振興財団を中心とした産学官研究開発体制を構築することで、外部資金を獲得し、中小企業・大学の連携による大規模でリスクの高い研究開発の実施を推進します。また、環境分野においては、産学公民連携による共同研究体制を構築するため、公募型研究事業を実施し、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機を創出することで環境技術等の研究・開発を支援します。

産業デザインコンペの実施

中小企業が行うオリジナルブランドの製品づくりを支援するため、中小企業から提出されたデザイン課題に対する提案を公募し、応募作品の商品化を目指す「かわさき産業デザインコンペ」を実施します。

産業デザイン開発の支援

優れた産業デザインを誇る工業製品の開発に要する経費の補助や産業デザイナーなどの派遣を実施します。

(2) 技術移転・交流促進

知的財産交流会の実施（重点事業）

大企業等研究開発機関に蓄積されている特許や技術等の知的財産を中小企業に紹介し、また、中小企業が保有する知的財産を大企業に紹介するための知的財産を軸とした双方向な交流の場を提供する「知的財産交

流会」を実施するとともに、事業化に向けたビジネスプランの提案などコーディネータによる充実したサポート支援を実施します。

中小企業と大学の連携の促進

大学研究シーズを活用した新製品・新事業開発や中堅・中小企業による大学研究シーズの具現化・事業化に向けて、コーディネータによる中堅・中小企業と市内外に立地する大学や技術移転機関との交流を促進します。

環境技術の収集・発信

臨海部を始めとした市内に集積する優れた環境技術情報を収集・分析・解析・評価し、国内外へ発信するとともに、技術移転を進めます。

かわさき科学技術サロンの実施

川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点を形成し、オープンイノベーションを促進していくため、様々な組織に所属する分野の異なる研究者・技術者が互いの顔の見える交流や知的刺激を得られる場を提供するため「かわさき科学技術サロン」を開催します。

個別産業分野における交流の促進

市内の産業集積や地域資源を生かすとともに、今後の成長産業の振興を図るため、ゲノム・ライフサイエンス、環境、福祉、ガラス工芸等の産業分野における交流を促進します。

デザインフォーラムの開催

デザインをテーマとしたフォーラムを開催し、参加者相互の交流・情報交換の場を提供します。

(3) 事業化支援

ブランド化の支援

「かわさきものづくりブランド」などの工業製品の認定制度、福祉製品の独自規格、かわさきPR製品の開発、地域ブランド商標制度などの活用により、優れたものづくり製品・技術の価値を高め、広めていく取組を促進するとともに、その製品・技術を公共施設等において積極的に利用し、行政サービスの向上を図り、新技術・新製品の開発及び事業化を支援します。

販路開拓の支援

優れた知的財産を活用した新製品など、多岐にわたる新技術や製品の展示・実演の場を提供し、企業製品及び技術力のPR・販路の拡大・商取引の促進を図るための工業見本市を開催するとともに、中小企業の製品や技術などのデータベース情報をインターネット上に公開し、国内外に向けて情報発信を行います。また、福祉・UD製品や環境関連製品などの分野別の展示会を開催します。

資金調達の支援

優れた技術やノウハウなどの知的財産を活用した事業化に要する資金調達に対応するため、信用保証協会や金融機関との協調による融資制度により支援するとともに、民間金融機関やベンチャーキャピタルとの積極的な連携を図っていきます。

ビジネスオーディションの開催

様々な分野のビジネス・アイデアを公募し、優れたアイデアには信用保証協会や金融機関との協調による融資制度の優先的な利用やベンチャーキャピタリスト等との出会いの場の提供などの特典を付与するほか、各ステージに応じた専門家による継続的なアドバイスなどのサポートを行います。

(4) 相談・コンサルティング

窓口相談、専門家派遣及び企業訪問の強化

知的財産に関する窓口相談を強化します。また、積極的な企業訪問や専門家の派遣によって、知的財産に関する施策の紹介や診断・助言を行います。さらに、専門家の派遣による企業の知的財産戦略策定の支援を行います。

専門家人材の情報提供

技術開発や知的財産に関するアドバイザーを求める企業などを対象に弁理士、技術士などの専門家の人材データベース情報をインターネット上で提供します。

企業等退職者と中小企業のマッチング

地域人材としての企業等退職者が持つ優れた技術、経験、ノウハウ等を生かし、中小企業の知的財産支援などを担う一員として地域で自主的に活動してもらうため、「達人倶楽部」として、地域人材を発掘し、市内中小企業等とのマッチングを行います。

(5) 人材育成

知的財産スクールの実施（重点事業）

知的財産に関する体系的な知識を習得するためのカリキュラムを開発し、「知的財産スクール」を実施することにより、知的財産人材を育成し、知的財産を戦略的に活用した経営手法の中小企業への浸透を図ります。

セミナーの実施

中小企業者等を対象とする各種セミナーにおいて、知的財産に関する基本的な知識や制度改正に対応する高度な専門知識の習得など幅広いテーマでのセミナーを実施することにより多様な知的財産人材の育成を図ります。

研究会の実施

中小企業における知的財産戦略の重要性への理解を深めるとともに、特許を活用した新たな事業化を進める際の問題点や具体的な解決方法等を学ぶ研究会を開催します。

科学技術に関するセミナーの実施

市内に立地する大学等の研究機関の研究開発内容や科学技術に関するセミナー、フォーラム等を開催することで、先端科学技術の成果を研究者や技術者に還元し、知的財産の創造や活用に資する研究・開発を促進します。

基盤技術、IT技術に関する研修の実施

精密加工やCAD/CAMなどの基盤技術、IT・ソフトウェア開発、技術経営などに関する研修を実施することで、高度な技術・技能を持つ技術者などの産業人材を育成し、知的財産の創造や活用の担い手としての市内中小製造業者等の技術力の向上を図ります。

科学技術・知的財産教育

教育現場等において、知的財産の創造の源となる科学技術に触れる機会の提供など、次代の担い手への科学技術・知的財産教育を充実します。

(6) 国際化支援

アジア起業家支援

アジアからの起業家を誘致・育成するとともに、優れたアジア企業の集積と市内企業との連携や川崎の産業ポテンシャルをアジアに向けて発信し、人的交流・技術交流を促進します。

国際展開における相談・情報提供機能の提供

日本貿易振興機構と連携し、ジェトロ川崎国際ビジネス情報センターで海外ビジネスに関する知的財産などの情報提供サービスを行います。

(7) 知的財産モラルの醸成・発信

身近に知的財産にふれる機会の提供

「音楽のまち・かわさき」、「しんゆり・芸術のまち」などの取組を推進する中で、市民が音楽や映像など身近な知的財産に触れる機会を提供し、啓発を図ることで、知的財産に対する意識を高めていきます。

知的財産啓発イベントの実施

科学技術の成果である発明や芸術創作活動の成果である音楽・映像などの知的財産の重要性を理解し、意識を高める啓発イベントを実施します。

市民向け生涯学習講座の実施

市民向け生涯学習講座等において知的財産や科学技術の重要性を認識し、意識を啓発するセミナーを実施します。

アジア知的財産フォーラムの実施

本市における知的財産の取組を広く発信するとともに、知的財産制度の意義や課題などの問題提起を日本はもとよりアジアや世界各国に都市レベルで投げかけるため、中国や韓国などの諸都市との連携による「アジア知的財産フォーラム」を開催します。

付属資料

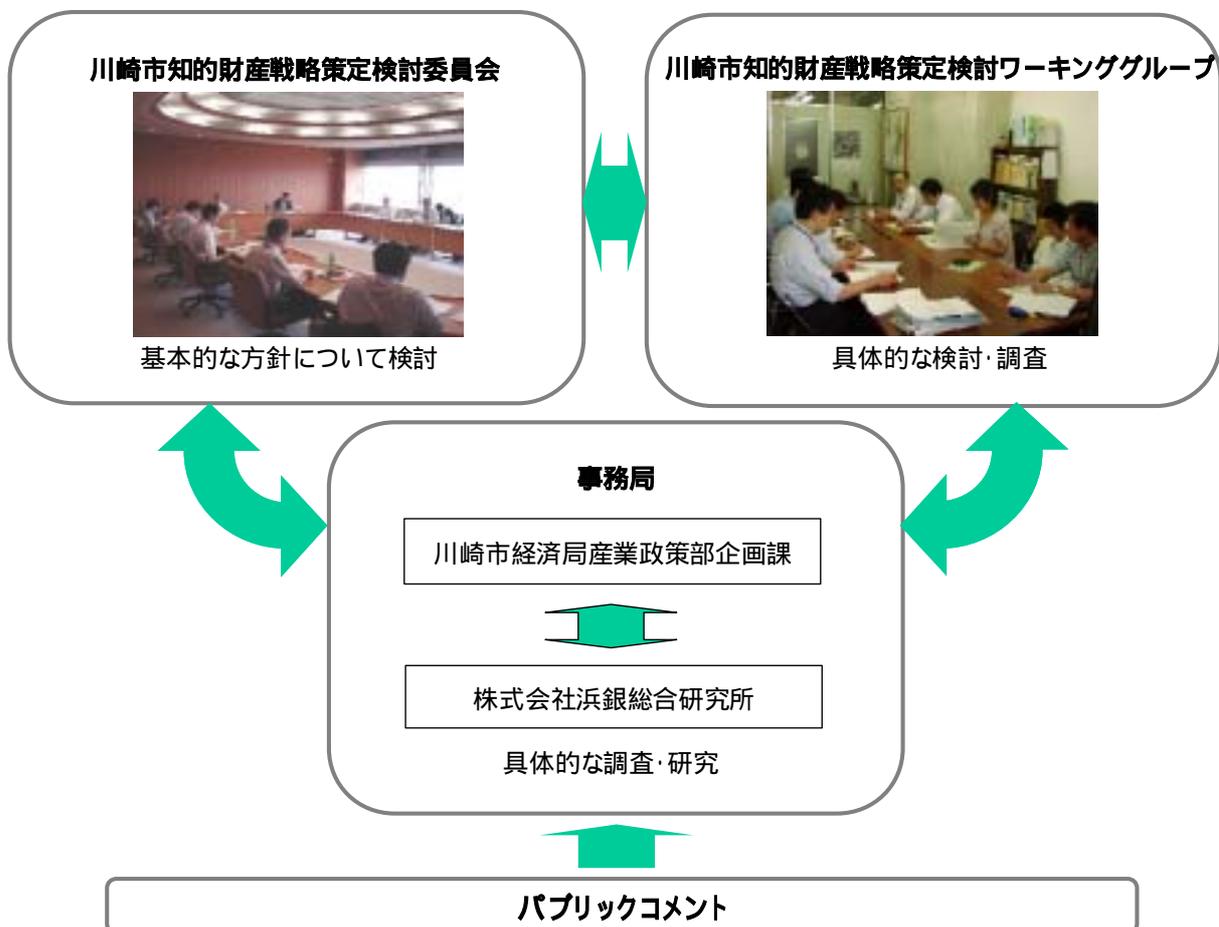
1 策定の経過

川崎市知的財産戦略の策定に当たっては、学識経験者、事業者、行政等で構成される「川崎市知的財産戦略策定検討委員会」を設置し、基本的な方針について検討するとともに、川崎市経済局及び財団法人川崎市産業振興財団職員で構成される「川崎市知的財産戦略策定検討ワーキンググループ」において具体的な検討・調査を行ってきました。

また、市民等からの幅広い意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

日程	名称	内容
平成 19 年 5 月 22 日	第 1 回川崎市知的財産戦略策定検討委員会	川崎市知的財産戦略(骨子案)について
平成 19 年 7 月 3 日	第 1 回川崎市知的財産戦略策定検討ワーキンググループ	川崎市知的財産戦略(原案)の作成
平成 19 年 9 月 4 日	第 2 回川崎市知的財産戦略策定検討委員会	川崎市知的財産戦略(原案)について
平成 19 年 10 月 18 日	第 2 回川崎市知的財産戦略策定検討ワーキンググループ	川崎市知的財産戦略(素案)の作成
平成 19 年 11 月 6 日	第 3 回川崎市知的財産戦略策定検討委員会	川崎市知的財産戦略(素案)について
平成 19 年 11 月 19 日	第 3 回川崎市知的財産戦略策定検討ワーキンググループ	川崎市知的財産戦略(素案)について
平成 19 年 12 月 20 日 -平成 20 年 1 月 18 日	パブリックコメント	川崎市知的財産戦略(素案)について

2 策定のスキーム



3 名簿

川崎市知的財産戦略策定検討委員会

委員長	大島 昭浩	日本工業大学大学院技術経営研究科教授
委員	織田 好和	株式会社東芝知的財産部企画担当部長
委員	木下 茂	弁理士・アイメックス特許事務所所長
委員	小泉 幸洋	財団法人川崎市産業振興財団産業支援部長
委員	駒田 泰土	上智大学法学部准教授
委員	清水 啓助	社団法人日本国際知的財産保護協会理事長
委員	眞柄 泰利	マイクロソフト株式会社執行役専務
委員	牧野 俊清	株式会社長津製作所代表取締役会長
委員	宮原 光穂	川崎市経済局産業振興部長

(五十音順、敬称略)

川崎市知的財産戦略策定検討ワーキンググループ

- 川崎市経済局産業政策部企画課産業政策担当
- 川崎市経済局産業政策部企画課科学技術担当
- 川崎市経済局国際経済・アジア起業家支援室
- 川崎市経済局産業振興部工業振興課
- 川崎市経済局産業振興部新産業創出担当
- 川崎市経済局産業振興部金融課
- 財団法人川崎市産業振興財団産業支援部経営支援課
- 財団法人川崎市産業振興財団産業支援部新産業振興課

川崎市知的財産戦略

平成 20 年 2 月

編集・発行 川崎市経済局産業政策部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-3714 FAX044-200-3920

01020080205a



KAWASAKI CITY

川崎市